

宮崎公立大学内部質保証推進会議規程

令和4年4月1日

規程第146号

(趣旨)

第1条 この規程は、次条に掲げる事項を審議するため設置する宮崎公立大学内部質保証推進会議（以下「質保証推進会議」という。）の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 質保証推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 宮崎公立大学（以下「本学」という。）の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）に関すること。
- (2) 学校教育法に基づく本学の認証評価に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本学の教育研究に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 質保証推進会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 部局長（学部長、附属図書館長、地域研究センター長、学生部長、教務部長）
- (3) 事務局長
- (4) 各課長
- (5) 上記の構成員以外の者で学長の指名した者

(議長及び副議長)

第4条 質保証推進会議に議長を置く。

- 2 議長は学長をもって充て、副議長は学長が指名する。
- 3 議長は、質保証推進会議を招集し、その議長となる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を行う。

(定足数)

第5条 質保証推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第6条 質保証推進会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合においては、議長は議決に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 質保証推進会議は、必要があると認める場合は、質保証推進会議において委員以外の者に説明を求める又は意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(検討会議)

第8条 質保証推進会議に、検討会議を置く。

- 2 検討会議は、質保証推進会議における議題の論点整理など、必要な協議・調整を行う。
- 3 検討会議の構成員は、学長を除く質保証推進会議構成員とする。
- 4 検討会議は学部長が必要に応じて招集する。
- 5 上記の構成員以外の者で必要のある場合には検討会議に出席を要請するものとする。

(専門委員会)

第9条 質保証推進会議に、専門的事項を調査審議させるため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、教職員のうちから質保証推進会議が指名する委員若干人をもって組織する。
- 3 専門委員会の委員の任期は、委員会を設置した年度末までとする。
- 4 専門委員会にリーダーを置き、第2項の委員のうちから質保証推進会議が指名する。
- 5 専門委員会は、必要があると認める場合は、専門委員会において委員以外の者に説明を求め、又は意見を述べさせることができる。
- 6 リーダーは、調査審議した結果を質保証推進会議に適宜報告するものとする。

(議事録)

第10条 質保証推進会議の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第11条 質保証推進会議の事務局は企画総務課企画係が担当する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、質保証推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第13条 この規程に定めのないことで疑義が生じた場合は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。